

CSR概念の一考察

—社会におけるCSRの役割と意義—

Consideration in Corporate Social Responsibility

— Role and Meaning of CSR in Society —

栗屋 仁美

AWAYA, Hitomi

企業の社会的責任についての議論は、1950年代より継続し、現在ではCSRと呼ばれている。

CSRは、社会環境の変化に対応し、社会と企業の関係性を問うものである。その本質は流行に左右されるものではない。

本研究は、CSR概念の存在が社会に及ぼす影響、もしくは社会における役割を言及することに目的を置く。過去の研究の整理を行い、CSR概念に影響を与えた理論や考え方を再検討することで、改めてCSR概念の役割を考察した。

CSRの語彙には、広範囲な概念が含まれており、その分類や優先順位が、盛んに議論されてきた。企業の活動範囲や影響力は時代とともに変遷するため、その変化に応じてCSR概念が広げられることになる。企業を取り巻くステイクホルダーに対しての責任を問い合わせ、ステイクホルダーに費用をいかに分配するかがCSRである。他方、CSRに懐疑的な否定論者は、企業の果たすべき唯一の責任対象を株主とする考え方である。株主への責任とは、利潤最大化に他ならない。

CSRの議論は混沌のなかにある。その要因は、利潤最大化の解釈が異なる点にある。経済学における利潤最大化は、ステイクホルダーとの利害調整を履行することで実現する。それゆえ、利潤最大化は、株主以外のステイクホルダーを犠牲にすることではなく、この限りでは、肯定論も否定論も同一である。また、社会全体の目的と個々の企業の目的は、同一次元で語られるものではない。社会の目的は企業の目的の上位概念であり、社会の目的を達成するために企業が存在する。

この目的と手段の階層関係を理解することは、CSRの概念を整理することに役立つ。社会的な視点から企業を考察することで、CSR研究は社会的費用や市場の失敗の議論を包含することになる。企業の権力と責任の領域の不一致から創出した市場の失敗は、社会的費用と相關するといえよう。

CSR研究を考察した結果、CSR概念が存在する意義を次のように導き出した。CSR概念とは、社会においては、権力と責任の領域を一致させる働きを持つ。また、企業においては、社会に支払うべき費用を私的費用化させる役割を担うものである。社会に支払うべき費用と企業権力の関係性が今後の課題である。

キーワード：企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)、株式会社 (Company)、資本主義社会 (Modern Capitalism)、社会的費用 (Social Cost)、市場の失敗 (Market Failure)

1 問題の所在と研究目的

企業¹⁾に社会性が求められる新たな潮流がある。日本において「社会」は歴史の浅い言葉である²⁾。「社会」という概念が必要とされた時代背景があるとしても、現在の使用方法では、ある一定の秩序や様式を備える集団を社会と呼称し、情報化社会、高齢化社会、

資本主義社会などに分類する一方で、外部環境として不特定多数の漠然とした集団を「社会」と呼ぶことがある。一般に企業の社会的責任に関する議論では、後者の意味において「社会」という言葉を使用する。その目的や機能による整理・分類をしないまま、漠然とした「社会」概念を用いることは問題であるが、企業の社会的責任というテーマは多様な目的と手段を持つ外部環境とのかかわりで論じられているためである。

学術的には、企業と社会、企業の社会的問題など、企業にかかわる不特定多数の個人や組織との接点の持ち方について論じられて久しい。利潤最大化（株主価値最大化と同義とする）のみを企業経営の目的とせず、社会との相互作用を念頭におくことによる企業の社会性の追及や、企業行動の社会化のための経営理念、経営政策、経営戦略を構築する試みに留意したものである。しかしながら、社会を特定しないことにより、問題は拡散し、多様な議論が展開されるとともに、テーマに関する混乱や無用な論争を惹起することになる。

他方、実業界においては、特に2003年をCSR（Corporate Social Responsibility：以下、CSRと略す）元年と呼称し、企業の社会的責任（以下、CSRとする）に注目が集まった。企業も環境報告書にとどまらず、社会性を加味したサスティナビリティ報告書やCSR報告書をまとめ、情報開示をするなど、社会への関与の高さを示す努力をしている。投資や融資、取引・契約の際の基準にCSRが組み込まれるようになっており、企業規模や資金力に関係なくCSRを軽視できない状況になっている。しかし、CSRの統一した評価基準はなく、各企業が対象となる社会を想定し、各自活動を展開し、その内容をその企業の方法で開示しているのが実情である。「社会」概念を規定しないことが、多様な評価を生み出すことになっている。

CSRに関する理論研究は50年余り、実証研究は30年余りの研究蓄積がある。これまでの研究を概観すると、1950年代より事業家の社会に対する責任の議論がはじまり、60年代から70年代には社会的・公共的視点でのCSR論と、私的利益を擁護するCSR否定論が混在した。その後、70年代よりCSR活動を様々な指標を用いて測定・評価し、経済性と社会性との相関について分析する実証研究が行われたが、結果に統一性はない³⁾。1990年代に入るとCSRに戦略性を包含し、企業と社会の永続的な共存についての議論が展開され、2000年代には企業統治論を含めるなど多面的な議論が一層盛んになっている。このようにCSR研究の歴史は古いが、いまだ満足のいく理論的貢献がなされているとはいえない。

本稿は、CSRの概念が社会に及ぼす影響、もしくは社会における役割に言及する。そのためには、企業の概念やその役割に関する考察が不可欠であるが、本稿では、過去のCSR研究の概念整理を行い、CSR概念に影響を与えた理論や考え方をレビューすることで、CSR概念の役割に言及する。

次のような展開で議論を進める。まずはCSR研究の大枠をとらえるために、先行研究を概観し、CSRの研究目的と研究対象を認識する。次にCSR否定論の主張を確認する。これにより、CSR議論が混沌としている要因が見いだされる。続いて、CSR研究の視点の置き方や、鍵となる経済学的概念を考察する。これにより、社会、企業の両視点からのCSRの役割が把握できる。CSRがいかなる社会的脈絡のなかで登場している概念かに接近し、社会的な価値形成プロセスを含めて問い合わせ直す。

2 CSRの肯定・否定理論

(1)CSR研究の概要

1)米国におけるCSR研究の動向

1924年に Sheldon⁴⁾が経営者の社会的責任について述べているが、米国においてCSR議論が盛んになったのは1950年代とされている。Carroll (1999)⁵⁾と森本⁶⁾の論を参考に研究の流れをまとめると、

1950年代はCSRの近代期であり、社会の目標や価値によって望ましい方策を追求し、決定を下し、その一連の活動に従うビジネスマンの責務と事業家のCSRが定義づけられた。Bowen⁷⁾(1953)は、責任の対象を、社会、従業員、株主、消費者、世界、政府の6つに分類している。社会に対する責任は、各種環境主体に対し報酬の公平な分配を図ることである。従業員に対する責任は、事業の成功、雇用の安定、能力発揮の機会の提供、利益配分・貯蓄制度などによる資産形成、労働条件の適正化を含む。株主に対しては、株主を企業の所有者あるいは協力者として待遇することを責任としている。消費者に対しては、低価格・高品質の製品の提供、製品の改良・開発、広告の適正化、消費者教育、製品の安全性などの責任を負うとしている。世界に対しては、世界の経済的復興と繁栄に対する貢献を含意し、政府に対しては、法、特に独禁法の順守、産業構造適正化への協力、インフレ抑制の責任を負うとしている。このようなCSRをステイクホルダーごとに区分する手法は、以後も継承される。

次いで企業活動により生まれる公害が社会問題となった60年代から70年代にかけては、「社会的目的の必要性」、「公共の利益の重視」などCSRの重要性の主張と、私的利潤の追求が唯一のCSRであるとする相反する主張が混在した。前者は、Davis⁸⁾(1971)が権力と責任の均衡より企業責任の重要性を説いた。私的利潤の追求の主張は否定論と呼ばれ、その後も多々議論されている。代表的な論者としては Friedman⁹⁾(1970)があげられる。次節で考察する。

1970年代はCSRの再定義が行われ、実証研究によってCSRの測定を行うことにより、社会業績 (Corporate Social Performance) の方向・範囲や社会業績の利潤への効果を示そうとした。社会業績の範囲については、Hargreaves and Dauman¹⁰⁾(1975)、 Sethi¹¹⁾(1975)、Abt¹²⁾(1977)らが、CSRの内容を3種類に分類している。手法や切り口は異なるが、その判断基準は類似している。Carroll¹³⁾(1979)は1930年以降のCSR概念の変遷を検討した結果、諸見解を9種に整理し、その上でそれらを集約し包摂する枠組みとして「企業社会業績のモデル」を提唱した。これは基礎的定義、内包されるべき項目、対応の哲学の3次元より作成されている¹⁴⁾。

80年代にはリサーチをもとに社会業績を測定する動きがみられた。分析方法としては McGuire et al. (1988) により1つの完成をみたといえる¹⁵⁾。また90年代にかけては、CSRの多様な解釈が生まれる。Frederick¹⁶⁾(1986、1994、1998)は、時代の変化により結果責任から事前行動へとCSRが変化したとする。

このように、過去にはCSRの内容の分類について多様な議論が行われてきた。各自の判断基準により分類し、倫理的な哲学を加え、重要度を区分けした議論である。ステイクホルダーごとに対象を区分けしたものが散見される。企業の活動範囲や影響力は時代とともに

もに変遷するため、その変化に応じてCSR概念が広げられることになる。社会業績と利潤との関係性はいまだ結論は出ていないものの、CSRは社会的に必須であるという考え方がある前提にされている。

現在では、CSRを経営戦略として包含する研究が盛んである。Porter¹⁷⁾は、CSRの重要性が叫ばれたことにより、数値によるランキングゲームが世に起きたようになったが、社会的責任の概念に統一性がないため、ランキングに一貫性や、企業活動の社会への影響の正確な測定は行われていないと指摘する。よって、Porterは、CSRの内容の体系化をあえてせず、その企業の事業戦略と関連する領域のCSR活動を選択し、社会と企業の双方に有意義なものであるものを行うことを提案している。このことにより、株主に対しての責任も果たすことができると主張している。

2)日本におけるCSR研究の動向

日本においても企業活動による公害問題が顕在化する1970年代より、高田、櫻井、対木などを中心にCSR研究が盛んになる。また、1990年代に至ると森本（1994）が詳細にCSRを分析している¹⁸⁾が、その他にも、CSRの分類基準として法的責任を機軸に区分したもの¹⁹⁾、倫理観を含めたもの²⁰⁾、企業市民の概念を取り入れた論²¹⁾、Carroll（1979）の「企業社会業績のモデル」を再構築した理論²²⁾、倫理観を重視した経営理念とステイクホルダーの混合論²³⁾など多様な分析がある。

CSRの把握の仕方について、谷口²⁴⁾（2005）はCSRには「企業の論理」と「社会の論理」の両面があると指摘する。現代のCSRの考え方は、社会が望む企業のありかたであり、「社会の論理」で議論されることが多い。なぜなら、CSRへの社会的関心の高まりは企業不祥事の多発を契機としており、現在のCSR議論は、企業不祥事の減少、そして企業と社会との良好な関係の形成を目的としていると考えているからである。「企業の論理」と「社会の論理」にはギャップがあり、企業が「企業の論理」に基づき事業を行うことで、不祥事などが続発すると結論づけている。

CSR概念は多様であるが、谷口の議論に代表されるところは、社会が要請する企業の責務という捉え方にある。「企業の論理」を「社会の論理」に適合させ、そのギャップを埋めることに企業の責任があるという考え方である。それは、企業を取り巻く社会、つまりステイクホルダーに対しての責任を問うことでもある。

企業が社会に対して責任を負うということは、その行為に対する費用の発生を意味する。企業が利潤最大化を追求する経済主体であるとすれば、社会性の追求は二律背反に陥る。しかし、社会性を担保することが企業の存続条件であるとすれば、両者の関係は目的と手段の関係になる。企業は、利潤最大化を達成するために、制約条件としてのCSRを果たさねばならない。利潤最大化のためには、ステイクホルダーの理解と利害調整が必要になる。ステイクホルダーの理解を得るために、ステイクホルダーに対する利害調整を行うこととなる。その際に発生する費用を負担することがCSRであり、その見積もりや分配方法の議論が具体的なCSRの課題となるのである。

企業の収入を実現するためには費用を負担しなければならない。費用の負担方法は、企業利潤を左右する問題なのである。この意味でCSRは利潤に影響を与える問題であり、それゆえ国内外ともに多様な議論がなされてきたのである。

(2)CSR否定論

CSR概念を整理するにあたり、CSRを否定する研究を考察する意義はある。その存在意義を問うことで、あらためてCSRの意義が見出せるからである。1960年代から70年代にかけて、CSR論の必要性が言われる中、企業は社会的責任を負うべきではないという主張が存在した。これを本稿では否定論と呼ぶ。

否定論の代表者である Friedman²⁵⁾ (1970) は、「企業という法人に社会的責任などない、経営者に社会的責任を選択し遂行する能力がない、企業は社会的責任と呼称しつつ、実際は会社のPRである、そもそも自由市場において、企業の社会的責任などない」と主張し、企業が遂行すべき唯一の社会的責任は、「企業のもつ諸資源を使って、ゲームのルール内で利益を増大させるような活動に従事すること、いいかえると、ごまかしや詐欺を使わずに、オープンで自由な競争に専念することである」とする。Friedman は企業が存続するための経済的、法的な領域の活動内容は、責任として容認している。ただ、企業が存続維持するための義務以外の領域を「社会的責任」と認識し呼称することに疑問を投げかけている。

Levitt²⁶⁾ (1979) は企業が社会的責任を負うと、多元的社會²⁷⁾ (pluralistic society) における一企業の影響力が強大になり、一元的社会をもたらすと主張している。企業が「社会的責任」の名目で関与領域を拡大させれば、社会における多大な影響力につながり、強力な制度となることに警告を発している。Levitt が反対する企業の社会的責任の範囲は、Friedman より広い。あらゆる分野、例えば現代ではCSRに含まれる従業員に対する責任でさえも、企業権力の拡大につながると考えている。

Lewis²⁸⁾ (1959) は、企業の社会的責任がエコノマイジングについて無力であるということ、そして社会的責任感や会社良心による経済は自由を否定した生活をもたらすということ、の 2 点より社会的責任を否定している。エコノマイジングは社会の仕事というのが彼の理論である。

Lewis は、企業が社会的責任を負うことは企業の利潤追求に反するものであると述べている。Lewis の反対する企業の社会的責任とは、Friedman と同様、企業が義務以上の責任を負うことである。

否定論といわれる論者の言い分は表現こそ違うが、企業の本来の目的はフェアに利潤を獲得すること、つまり、株主に対する責任を負うことであるという主張である。株主への責任とは利潤最大化に他ならない。しかし、既述のように、これは社会性の追求と二律背反する対立概念ではない。利潤は株主の残余所得であり、ステイクホルダーとの利害調整を履行することで実現する。それゆえ、利潤最大化は、株主以外のステイクホルダーを犠牲にすることではなく、この限りでは、肯定論も否定論も同一であることが確認できる。

(3)CSR研究の視点の相違の要因²⁹⁾

利潤最大化が経済的に合理的な目的であるとすれば、肯定論と否定論を対極の結論に導く原因はどこにあるのか。また、肯定論において多様なCSR概念が存在する理由は何か。ここでは、その要因として利潤および費用概念の相違をあげることにする。

利潤概念の認識が異なることで、CSRの見方は大きく異なる³⁰⁾。企業が利潤最大化を目的に掲げができるのは、社会の目的を達成する手段として位置づけられるからである。社会目的は、構成員の豊かさを実現することであるが、そのためには限られた資源を

有効に活用しなければならず、その配分メカニズムを市場に委ねている。企業の利潤は、資源配分のシグナルであるが、企業利潤の追求が社会の豊かさを犠牲にするのであれば制約を課さねばならない。CSRは企業目的を全うするための制約であるといえる。先述したが、利潤最大化のためには、ステイクホルダーの理解が必要であり、かつ費用を要する。利害調整に必要とされる費用の大きさやその費用の分配方法は、時代により、あるいは地域により異なる。その多様性がCSRを混沌とさせるが、いずれにしても、社会が要請する費用を負担できなければ利潤は獲得できない。

つまり、否定論と肯定論は、形式上、対極の結論を提示しながら、企業経営の実践的なレベルに還元する段階では、経営者が様々な制約条件下で意思決定を行い、利害調整機能を果たしながら利潤を目標として努力する限り、実質的に大きな異同が存在しないといえる。

その際、ステイクホルダーに対し費用を分配し、その優先順位や重点箇所を考慮するのがCSRである。費用を分配する範囲は、先行研究より明らかであるが、経済的、法的、貢献とほぼ3分類される。経済的責任と法的責任は、義務を意図する責任と解釈する論が多い。法的責任は法制度化されていないが社会的要望が高い分野や、法を超えての良心的判断が必要な分野も含まれる。つまり、制度化や文書化されていないとしても、比較的説明の可能な範囲である。

他方、経済的、法的責任とは異なる意図をもち、企業の自発的な活動という意図を含む言葉である貢献の範囲は、判断が多種多様である。貢献はフィランソロピーと呼称される領域に含有されるものがほとんどであるが、経済的、法的責任領域においても、強要されない自発的行動については貢献の概念が関与してくる。この領域に費用を分配するか否かが、CSR是非論を混沌とさせているのである。貢献領域が、将来の企業活動の制約条件となるか否かを判断し、必要であれば事前に投資を行うことも考えられよう。Porterの戦略的な思考である。他方、貢献領域が責任の範疇であるかの議論以前に、義務としてすべき法的責任を企業が負えていないことは問題である。

企業活動では、費用の発生と収入の実現に時間的なずれを生じる。企業が負担すべき社会的費用の認識は、環境により変化する。以前は、費用と認識していなかった問題に対して、個別企業が対応しなければならなくなることは多い。それゆえ、必ずしも収入と費用は合致せず、その結果、摩擦的な状況のなかで、企業が利潤を獲得することがある。大気汚染や水質汚濁など、様々な公害問題などは、企業が生産活動を行った結果の産物であり、意図せざる費用を社会に負担させることになる。これらの問題を事前に認知し、対応策を講じている企業は、その費用により過去の期間あたり利潤を減じていた可能性はある。しかし、それは将来の企業活動を円滑に行うための投資であったと解釈することもできる。環境対策への投資やCSR部署の設置、内部統制への取り組みなど、いずれもがCSRの投資活動として考えることができる。

義務を守るのは当然であるが、その内容が時とともに変化するのであれば、企業が持続的な発展を行うために、将来利潤を獲得するための時間軸で企業の義務を考えておく必要がある。これは、CSR否定論者の制約条件下における利潤最大化行動と同じ意味である。社会と企業の目的を同一の枠組み、もしくは水準で議論してはならない。両者は並置され、競う関係ではなく、目的手段の階層構造の中にある。企業は、それ独自としては私的利潤

を追求するが、社会のために経済活動を行う公器である。社会的な視点から企業を考察すると、CSR研究は社会的費用や市場の失敗の議論を包含することになる。

他方、企業は利潤最大化が目的であり、株主に対して、責任を負うということで役割を果たしていることになる。CSRは、株主が利潤を得るための費用（制約）と位置づけられ、コーポレートガバナンスのなかで論じられることが多い³¹⁾。

社会の目的は企業の目的の上位概念であり、社会の目的を達成するために企業の目的が存在する。この目的と手段の階層関係を理解することは、CSRの概念を整理することに役立つ。社会全体の目的と個々の企業の目的は、同一次元で語られるものではない。ステイクホルダーのありかたにしても差異が生ずる。

3 CSR概念と権力・責任論

(1)権力と責任³²⁾

社会の中の企業の役割の議論に、Davis の権力・責任均衡の法則³³⁾がある。Davis は、社会的権力には責任が伴い、長期間において、社会が責任あると思うような方法でその権力を行使しないものは、その権力を失うと述べる。

確かに、現代の我々の生活を鑑みれば、膨大な財とサービスを提供する企業の存在しない社会は想像できない。企業の存在感は絶対であり、この存在感が権力を表すといえよう。つまり、権力とは、企業が存在しなくなったと仮定した際の質的量的両面での損失で表すことができる。強制や圧するという意ではなく、プラスマイナスの両面での広義での権力、影響力、権威を示すのである。権力の影響を受ける対象は、企業が直接的・間接的、意図的・非意図的両面に関与する社会であり、いわゆるステイクホルダーである。

プラスの権力にはその継続や補強という責任が生まれ、マイナスの権力には、それを補完する責任が生まれるといえる。企業権力や権力拡大に対しての警鐘概念³⁴⁾も留意する必要があろう。

権力・責任均衡の法則を是としたとしても、権力と責任の領域を一致させる仕組みは完全ではない。経済学の概念に市場の失敗があるが、企業の権力と責任の不一致は、市場の失敗と相關があるように思える。CSR概念は、企業の権力と責任を一致化させる働きを持つと考える。企業の権力が高まることで、ステイクホルダーの規模や広がりが大きくなり、負担すべき費用が増加する。しかし、その費用項目は、必ずしも私的な勘定科目だけではなく、市場の失敗から生じる社会的費用の項目も必要となるのである。

(2)市場の失敗と社会的費用

企業の権力と責任の領域が一致することは偶然以外にはありえない。この不一致領域の一部は市場の失敗が原因である。市場の失敗領域は、マーケットとして機能していかなかったがために、社会的費用³⁵⁾で賄われてきた。CSR概念が存在することで、社会が企業に市場の失敗を補完する費用、例えば環境問題などそれまで企業が負担しなかった費用を私的費用として要求していると解釈できる。

利潤は収入と費用の差である³⁶⁾。本来なら企業が負担すべき費用を、市場の失敗ゆえに、社会的費用として社会が負担をしている。つまり、利潤（ここは超過利潤の意）には、本来なら企業が負担すべき社会的費用が含まれているのである³⁷⁾。

企業が本来支払うべき費用は、権力に該当する領域の費用である。権力と責任の均衡と

は、これまで社会が負担していた費用を私企業が負担することを意図する。社会的費用の私的費用化である。CSR概念の存在は、企業の権力に相応しい責任のあり方を問うのであり、企業が社会に支払うべき費用を正当に支払う働きをもつ。

4 むすび

CSRの議論は、米国では1950年代から始まったとされている。第2章では、先行研究よりCSRの内容や領域について把握した。また、否定論と呼称される過去の議論の主張を確認した。CSRに対しての肯定論や否定論が混在し、また、肯定論も把握の仕方が異なるなど混沌としている要因としては、利潤最大化の解釈の相違と、その相違から派生する企業を捉える視点の相違があることを導き出した。企業を捉える視点とは、社会と企業の目的を同一の枠組みもしくは水準で議論しようとするところをいう。第3章では、社会的費用や市場の失敗など経済学的観点から社会と企業の関係性を議論した。資本主義社会における企業の権力と責任の領域のギャップは、市場の失敗と相関し、社会的費用を生じていることに言及した。第三者が負担している社会的費用は、本来は企業が費用として負担すべきものである。

本稿では、CSRという概念は社会的に影響を及ぼす企業の権力と責任を一致させる働きを持ち、企業が社会に支払うべき費用を私的費用化させる役割を担うものと認識した。ここで社会に支払うべき費用とは、企業権力と相関がある。

否定論のFriedmanはルールという言葉を使用した。否定論の主旨に耳を傾け、まずはルールを守ることを再確認する必要があろう。それが、まさに権力と責任の一一致化であり、社会的費用の私的費用化となる。

CSR研究へのアプローチには、経営哲学や、企業倫理の観点、財務的な実証研究などがある。最近ではコーポレート・ガバナンスと関係させた議論も盛んである。経済学では、古くより社会的費用や市場の失敗の理論が展開されたが、経営学におけるCSRの議論とは接点が少ないようである。本研究は経済学におけるCSRと経営学におけるCSRの融合を図るものであり、混乱するCSR研究の理論的な整理に貢献しているといえよう。

【注】

- 1)本稿における「企業」とは、主に上場している株式会社をさす。
- 2)林(1993) pp.15-19.
- 3)谷口(2002)によると、社会業績と経済業績の関係を分析する研究は、Bragdon=Marlin(1972)とMoskowitz(1972)の2つの研究より始まったとされる。Margolis=Walsh(2001)は95もの社会業績と経済業績研究についての検討し、12の社会業績と経済業績研究のレビュー論文を整理し検討したが、結果の一貫性はない。
- 4)Sheldon, O. (1924) (企業制度研究会誌(1975)『経営のフィロソフィ』雄松堂書店, pp.66-92)
- 5)松野(2006, p.31)によると、Carroll(1999)は年代順に次のようにまとめている。「社会の目標や価値によって望ましい方策を追求し、決定を下し、その一連の活動に従うビジネスマンの責務」と事業家のCSRを定義づけたのはBowen,H.R.。1960年代に「社会的目的の必要性」、「公共の利益の重視」などを説いたのはFrederick,W.C.Davis,K.and Blomstrom,R.L.。Friedman,M.は私的利害を追求することが唯一のCSRであると主張した。1970年代はCED(the Committee for Economic Development), CarrollなどがCSRの再定義を行い、Abott,W.F.and Monsen,R.J.などは、社会業

績 (Corporate Social Performance) の方向・範囲や社会業績の利潤への効果を示そうとした。1980年代には Cochran, P.L. & Wood, R.A. などのように、リサーチをもとに社会業績を測定する動きがみられる。

- 6)森本 (1994) pp.6-75.
- 7)Bowen, H.R (1953), pp.151-163.
- 8)Davis, K., and Blomstrom, R. L (1971), pp.93-95. Davis, K., and Blomstrom, R. L については、櫻井 (1972, pp.37-76) が詳細に分析している。
- 9)Friedman (1970) (篠原泰三訳 (1974) pp.322-328)
- 10)Hargreaves, J., and Dauman, J. (1975) p.16. Hargreaves, J., and Dauman, J. は基本責任 (basic responsibilities)、組織責任 (organizational responsibilities)、社会責任 (societal responsibilities) と、責任の質により 3 つの水準に分類している。水準 1 の基本責任は、企業の存在自体に基づく責任、水準 2 の組織責任は、環境面のニーズの変化に対応し、負のインパクトを減少させる責任、水準 3 の社会責任は、企業が存続し、有効に稼動するため、健全な全体環境の創造を支援するための社会に対する投資及び貢献である。
- 11)Sethi, S. P. (1975) p.63. Sethi, S. P. は禁止的様相 (proscriptive state)、処方的様相 (prescriptive state)、予想的・予防的様相 (anticipatory and preventive state) と 3 分類している。CSR遂行が株主の利益を侵害すると訴えられた歴史的事実より、CSR実施の正当性の範囲を問題にしたものである禁止的様相 (proscriptive state) とは社会義務 (social obligation) としての企業行動であり、市場メカニズムと法的規制に対応することである。処方的様相 (prescriptive state) とは、社会責任 (social responsibility) としての企業行動であり、企業の業績に関する支配的な社会規範、社会価値、社会期待に適合するよう行動することである。予防的様相 (anticipatory and preventive state) とは、社会感應 (social responsiveness) としての企業行動であり、単に社会の圧力に反応して行動するのではなく、企業の長期的役割を考えて行動することである。
- 12)Abt, C. C. (1977) pp.8-10. Abt, C. C. は全ての企業が一致している範囲、大多数が賛成する範囲、まだ賛成者少数の範囲の 3 つに分類している。誰の合意か明記はない。全ての企業が一致している範囲とは、主要な法律の順守、従業員の人間的な待遇、正直・誠実・公平な行動、財務状態の正確な報告、契約の尊重、株主への公正報酬、未熟練労働者への平等な雇用機会である。大多数が賛成する範囲とは、社会貢献の経費負担、全法律の順守、眞実の広告、製品や製造工程の安全・無害化、健康・安全・厚生を可能にする賃金、慈善寄付、完全な平等雇用機会である。また賛成者少数の範囲とは、公平な登用、地域社会の環境改善、地域住民の生活の質の改善、社会活動の積極的推進、社会活動の結果の測定と公表である。
- 13)Carroll, A. B. (1979) pp.496-503.
- 14)基礎的定義には、経済的、法的、倫理的、裁量的の 4 つを掲げ、経済的責任を第一で最初の責任としている。内包されるべき項目としては、コンシューマリズム、環境、差別、製品の安全、職業上の安全、株主を提示している。対応の哲学は、社会対応のための経営管理の過程をいい、反発、防御、調和、賛同に分類している。責任や貢献の区分けは、経済的、法的、倫理的、裁量的の 4 種類としている。Carroll が準じたのは Wilson, T. (1975) の反発、防御、調和、賛同、その他、McAdam, T. (1973) の全面的抗争、要請のみ実行、前向き、業界をリード、Davis and Blomstrom (1975) の衰退、PR 接近、法的接近、交渉、問題解決の論などがあると森本は分析している。同論を森本 (1994) は以下のように解釈する。経済的責任は企業の第一で最初の責任である。これは企業が社会における経済的制度であるからである。法的責任は、社会からの法的要請の枠内で経済的使命を遂行するよう、企業に期待することに対しての責任である。倫理的責任は法文化されていないにもかかわらず、社会構成員によって企業に期待されている行動に対する責任である。裁量的責任は、ある種の社会的役割を担ってもらいたいという社会的期待にこたえることであり、意欲的責任とも換言される。

- 15) 谷口 (1997) p.84.
- 16) Frederick, W. C. (1986, pp.126-141), Frederick, W. C. (1994, pp.150-164), Frederick, W. C. (1998, pp.40-59).
- CSRを「Corporate Social Responsibility」(企業の社会的責任)、「Corporate Social Responsiveness」(企業の社会的即応性)、「Corporate Social Rectitude」(企業の社会的公正性)、「Cosmos, Science, Religion」(宇宙、科学、宗教)に分類している。
- 17) Michael E. Porter, Mark R. Kramer (2008) pp.37-41.
- 18) 森本は研究の時系列的流れを、包括的に三段階に分類している。第一段階とは、企業のあり方に関する議論の中で、CSRの実践が企業の存続・成長に必要不可欠であるとして、演繹的・規範的に展開する研究である。第二段階は1960年代、CSRが現実の課題になってくると、規範理論とは直接のつながりを欠いたまま、具体的な個別手法について、技術論的に研究したものである。第三段階はその後1970年代に、CSRの実践が規範的理論命題に合致するか否かを検証する実証理論研究が出現するとまとめる。
- 19) 野田 (1988) pp.481-500.
- 野田は当然責任、法的責任、自主責任に分類している。当然責任は企業を効率よく経営管理し、企業存立の3要件、つまり、利益、従業員の幸福、社会的責任を達成し、各種利害関係者に、正当な経済的・人間的関係を持続することである。法的責任は、当然責任に含まれている法的責任を超えて、特別法または判例によって特定の不法行為について負う責任である。自主責任は、企業ないし経営者が「当然責任」、「法的責任」を果たしていることを前提に、それら以外の社会に対する責任を自覚し、それを自認して遂行する責任のことである。野田は自主責任には、企業内外の指摘・告発を契機とする多発的責任と、内発的な倫理的動機による社会貢献としての自発的責任があるとする。また自社のイメージ向上を主目的として営業を離れて自主的に社会の福祉・文化に貢献する場合は社会的責任観念よりは社会的貢献意識が強いと区別している。ただ、営業活動を兼ねていれば大きな社会貢献を伴ったとしても、営業活動であると論じる。
- 20) 飯田 (1996) p.8.
- 飯田は社会的責任論を3つのアプローチに分類している。人としての倫理性を意図する規範的責任論、社会的な責任をはたすことの目的的責任論、企業として存続を果たすための過程としての手段的責任論の3分類である。
- 21) 丹下 (2005) pp.8-10.
- 丹下は企業の社会的責任の背景には、米国における企業市民の概念があるとし、社会的責任を経済的責任と、企業市民としての責任の二つに大別している。後者を遵法的責任、倫理的責任、貢献的責任の3つに分類している。
- 22) 森本 (1994) pp.71-75.
- Carroll (1979) の「企業社会業績のモデル」を受け、森本 (1994) は、同じく三方位でのアプローチを試み「諸説検討後の修正3次元CSRモデル」を表している。縦軸に責任の範疇、横軸に期待の源泉、奥行きに実践の姿勢を設定している。縦軸の責任の範疇は次の4つに分類している。法的責任、経済的責任、制度的責任、社会貢献である。Carrollと比較しつつ、そのモデルを確認する。森本は、縦軸に責任の範疇、横軸に期待の源泉、奥行きに実践の姿勢を設定している。縦軸の責任の範疇は次の4つに分類している。法的責任、経済的責任、制度的責任、社会貢献である。縦軸責任の範疇では、CarrollはCSRの基本内容として経済的責任を第一義としたが、森本は経済的責任に優先させて法的責任を位置づけている。最低順守すべき社会規範として法を能動的・主体的に実践するという意味で、自発性を見出しそると考えたからである。Carrollが倫理的責任と表記した分野を、倫理は責任のすべてにかかわることより制度的責任に変換している。社会的制度としての企業が、企業市民として法的責任を超えて自発的に遂行すべき責任ということである。社会貢献は、企業が自己に課せられた基本的機能とは直接かかわりのない社会的ニーズに、自発的に対応していくことである。Carrollが裁

量的責任と表した箇所は、森本は社会貢献と呼称している。Carrollは社会的期待に応える意欲的責任とも換言しているが、森本は責任と呼ぶには不適当であるかもしれないような、純粹に自発的な役割遂行であると捉えていることが理由である。横軸をCarrollは関与する社会的諸項目とし、特に理由はあげていない。森本は企業環境の構造の持論を活用し、大きく期待の源泉と捉えている。経済的環境、社会的環境、物的環境の3分類とし、それぞれを内部、外部に区分している。奥行きの実践の姿勢については、森本は社会感応の哲学、つまり企業が社会責任を負う焦点は、道徳的義務を経営者が受容することにあるのではなく、経営管理上のアクションの程度と種類にあるとし、他論と比較検討した結果、Carrollに準じている。

- 23)日本経営倫理学会CSRイニシアチブ委員会 (2005) p.3, p.19.
- CSRイニシアチブ委員会は、CSRを三角錐モデルで表している。行動憲章、ステイクホルダー、CSR経営理念の3つに大別している。行動憲章には義務的と経営戦略的があり、ステイクホルダーには、マルチ・ステイクホルダーとコア・ステイクホルダー、CSR経営理念には行動憲章、行動基準がある。社会的責任の範囲の箇所は行動憲章であり、義務的には法的責任と経済的責任、経営戦略的には倫理的責任と社会貢献的責任があると分類している。
- 24)谷口 (2005) pp.67-74.
- 25)上掲 9) 参照
- 26)Levitt (1958) pp.41-50.
- Levittは、経済的システムとしての企業本来の機能は、最大限の利潤獲得であり、それこそが自由企業の本質である。また利潤追求活動を行う自由企業は、政治的民主主義と個人の自由の環境の中でのみ繁栄することができるが、こうした環境は多元的社会を前提としていると述べる。Levittについては、対木 (1979, pp.28-39) が詳細に分析している。
- 27)多元的社会 (pluralistic society) とは、Levittは、権力の集中ではなく分散、意見の画一ではなく多様性、経済的、政治的、社会的、精神的機能が統一化されているのではなく分化されている社会と定義している。p.44.
- 28)Lewis,B.W. (1959) pp.384-398.
- Lewis,B.W.がエコノマイジングは社会の仕事であるとする理由は2つある。社会の全体がエコノマイジングの意思決定に関与しており相互依存関係にあるということ、どのような経済体制においても、社会が個人の行動を規制するという関係が含まれていることである。高田は次のように彼の論を要約している。「エコノマイジングの課題から出発して、それが『社会の仕事』であることを強調し、経営者の良心や会社良心によって解決できないとする。しかも、アメリカ経済では競争が巨大企業によって鈍化してきたが、その競争を回復するための反トラスト努力は無効に終わったとし、競争を補充するものといわれる社会的責任、会社良心も、実は、そのような力はもつことができないとしてしりぞける。」Lewis,B.W.の詳細は、高田 (1974,pp.90-100) が詳細に分析している。
- 29)否定論と肯定論とのギャップについては、日本経営教育学会第56回全国大会 (2008年11月22日～24日) にて、「社会的責任否定論からみた現代のCSRにおける課題」と題し、筆者が報告を行った。
- 30)亀川 (2003) pp.99-100.
- 31)岩井 (2005) p.45, p.96.
- 岩井は、会社は、株主が会社をモノとして所有し、株主に所有されている会社が、ヒトとして会社資産を所有しているという仕組みや、産業資本主義からポスト産業資本主義へと変化した社会背景より、会社は社会のものであると主張している。よって企業はCSRを負うべきだと主張する。また、奥村 (2006) は日本の株式会社制度の不備を指摘し、法人である株式会社が責任を負うことはできないだから、経営者が責任を負うべきという。
- 32)CSRと企業の権力と責任の関係については、第9回日本経営ディスカッショナリーリサーチ学会 (2008年1月5日) において、筆者が「株式会社の権力と責任に関する変化の一考察」と題し、報告をした。
- 33)上掲 8) 参照

- 34) Levitt (1958) や、谷本 (1987) など。
- 35) 社会的費用とは、私的経済活動の結果として第三者または一般公衆が蒙るすべての直接間接の損失を含み、このような社会的費用は企業家の支出の中には参入されず、第三者または社会全体に転嫁され、それらによって負担されるものであると、Kapp (1950) は定義している。Kapp (1950) p.15 (篠原泰三訳 (1959))
- 36) 亀川 (1986) p.8.
- 37) 1980年代に、日本企業がフィランソロピー活動を行い始めたころ、社会貢献は利潤を社会に還元することであるという考え方があった。これは、この費用の代用に相当し、企業は企業のもつ権力とは異なる領域の責任を負っていることになる。栗屋 (2008) pp.13-28.

【参考文献】

- Abt, C.C. (1977) *The Social Adult for Management*, amacom
- Bowen, H.R. (1953) *Social Responsibilities of the Businessman*, HAPPER & BROTHERS
- Carroll, A.B. (1979) "A Three-Dimensional Conceptual Model of Corporate Social Performance, " *Academy of Management Review*, Vol.4
- Carroll, A. B. (1999) "Corporate Social Responsibility: Evolution of a Definitional Construct," *Business & Society* September, pp.269-289.
- Davis,K.,andBlomstrom,R.L (1971) *Business, Society, and Environment : Social Power and Social Response*, McGraw-Hill
- Frederick, W.C. (1986) "Towards CSR₃ : Why Ethical Analysis is Indispensable and Unavoidable in Corporate Affairs, " *California Management Review*, Winter
- Frederick, W.C. (1994) "From CSR₁ to CSR₂ : The Maturing of Business-and-Society Thought, " *Business and Society* Vol. 33, No. 2. August
- Frederick, W.C. (1998) "Moving to CSR₄," *Business and Society* Vol.37, No. 1
- Friedman, M. (1970) "Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profits", *The New York Times*, Sept, 13, (土屋守章訳「企業の社会的責任とは何か」『中央公論経営問題』昭和49年秋号, pp.322-328)
- Hargreaves, J., and Dauman, J. (1975) *Business Survival and Social Change :A practical guide to responsibility and partnership*, Associated Business Programmers London
- Kapp, K. W. (1950) "THE SOCIAL COSTS OF PRIVATE ENTERPRISE", *Haravard University Press*, (篠原泰三訳 (1959) 『私の企業と社会的費用』) 岩波書店)
- Levitt, T. (1958) "The Dangers of Social Responsibility", *HARVARD BUSINESS REVIEW September-October*
- Lewis,B.W. (1959) "Economics by Admonition", *American Review Economic*, May
- Porter, M. E., and Kramer, M.R. (2008) "Strategy and Society: The Link Between Competitive Advantage and Corporate Social Responsibility" (村井裕訳『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー, January, 2008』) ダイヤモンド社)
- Sethi, S. P. (1975) "Dimensions of Corporate Social Performance : An Analytical Framework, " *California Management Review*, SPRING 1975 No.3
- Sheldon, O. (1924) *The Philosophy of Management*, Sir Isaac Pitman and Sons Ltd. (企業制度研究会訳 (1975) 『経営のフィロソフィ』雄松堂書店)
- 栗屋仁美 (2008) 「欧米との比較にみる日本企業の社会性の一考察」『比治山大学短期大学部紀要』第43号
- 飯田史彦 (1996) 「日本企業のフィランソロピー戦略 (上) : 戰略的社会貢献の基本原理と諸問題」, 『商學論集』第64巻第2号

- 岩井克人 (2005)『会社はだれのものか』平凡社
奥村 宏 (2006)『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店
亀川雅人 (1986)「企業家利潤と企業評価－経済費用理論における資本コストの位置付け－」『交通論叢』第22号
亀川雅人・高岡美佳・山中伸彦 (2003)『入門現代企業論』新世社
亀川雅人・高岡美佳編著 (2007)『CSRと企業経営』学文社
櫻井克彦 (1972)「企業権力と社会的責任」『経営と経済』第52巻第2号, 長崎大学経済学会〔編〕, 長崎大学経済学会
高田 馨 (1974)『経営者の社会的責任』千倉書房
谷口勇仁 (1997)「企業社会責任研究の新展開－社会業績・経済業績相関研究枠組の構築－」『経済科學』第45巻第2号, pp.75-94, 名古屋大学経済学研究科
谷口勇仁 (2002)「『啓発された自利』を超えて：社会業績・経済業績の関係分析の展望」『経済科學』第49巻第4号, pp.121-135, 名古屋大学大学院経済学研究科
谷口勇仁 (2005)「CSRにおける2つの視点：『企業の論理』と『社会の論理』」『経済學研究54巻4号』北海道大学
谷本寛治 (1987)『企業権力の社会的制御』千倉書房
丹下博文 (2005)『企業経営の社会性研究』中央経済社
対木隆英 (1979)『社会的責任と企業構造』千倉書房
野田信夫 (1988)『日本近代経営史 その史的分析』産業能率大学出版部
松野 弘 (2006)「転換期の『企業の社会的責任論』と企業の<社会性>への今日的位置」『「企業の社会的責任論」の形成と展開』白桃書房
林雄二郎 (1993)「日本が知性を欠いた大国にならないために」『フィランソロピーと社会』ダイヤモンド社
森本三男 (1994)『企業社会責任の経営学的研究』白桃書房
日本経営倫理学会CSRイニシアチブ委員会 (水尾順一・田中宏司・清水正道・蟻生俊夫編) (2005)『CSRイニシアチブ CSR経営理念・行動憲章・行動基準の推奨モデル』日本規格協会